第４章　循環型社会ぎふづくり

第１節　循環資源の有効利用の促進

１　ごみ減量化の推進＜廃棄物対策課＞

(1)　「家庭ごみ減量」の推進

家庭ごみの減量化を促進するため、市町村、市民団体等との協働により平成 21 年度から「ごみ減量化推進事業」を実施している。平成 26 年度は、ごみ減量を身近な課題としてとらえ、主体的に学ぶ機会の提供を目的として、小中学生とその家族を対象に、リサイクル工場の見学やごみ減量学習会を組み合わせたバスツアーを２回開催した。

また、ごみの発生抑制につながる「環境にやさしい買い物」の県民への普及を図るため、県内大型商業施設２箇所でＰＲイベントを開催した。

(2)　循環型社会形成の推進

県民、事業者、行政それぞれの自主的かつ積極的な取組を促進し、循環型社会の実現を目指すため、ホームページ等を活用し、市町村の３Ｒに関する施策状況について情報提供を行っている。

(3)　東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施

環境にやさしい買い物（グリーン購入）の普及を図るため、平成14年度から愛知県、三重県、名古屋市、流通販売事業者、関係団体等と連携し消費者向けキャンペーンを実施している。平成26年度は平成26年10月15日から11月14日までをキャンペーン期間として、参加店舗での啓発、懸賞応募企画等を実施した。

(4)　県の調達におけるグリーン購入の推進

県の物品等の調達におけるグリーン購入を推進するため、毎年度「岐阜県環境物品等調達方針」を策定し、全庁的な取組みを進めている。

平成 26 年度においては、対象となる調達物品等を拡大し、22 分類 267 品目についてグリーン購入を推進し、環境物品の購入実績（調達率（件数ベース））は、94.0％であった。

２　各種リサイクル法の適正な運用

(1)　「容器包装リサイクル法」の円滑な推進＜廃棄物対策課＞

容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化等をさらに促進するため、平成 25 年８月に「第７期岐阜県分別収集促進計画」を策定した。また、市町村による容器包装廃棄物の分別収集の徹底、リサイクルの重要性並びに排出抑制について、普及啓発活動を推進した。

(2)　「家電リサイクル法」の円滑な推進＜廃棄物対策課＞

県民への啓発活動を進めるとともに、家電業界、収集運搬業者、市町村と連携を図り、実態を把握しながら、「家電リサイクル法」を円滑に推進した。

(3)　「自動車リサイクル法」の円滑な推進＜廃棄物対策課＞

平成 16 年７月１日から開始された「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づく解体業及び破砕業の許可事務、引取業及びフロン類回収業の登録事務を行った。また、「自動車リサイクル法」の適正な運用と推進を図るため、県民、関連事業者等に対する法制度等の周知啓発を実施するとともに、解体業者及び破砕業者の事業所への立入検査を行い、使用済自動車の適正処理の推進を図った。

(4)　「小型家電リサイクル法」の円滑な推進＜廃棄物対策課＞

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、市町村に本制度への参加や連携を呼びかけるとともに、市町村において取り組みやすい回収方法等について情報提供を行い、「小型家電リサイクル法」を円滑に推進した。

(5)　建設廃棄物のリサイクルの推進＜建築指導課＞

「建設リサイクル法」の適正な運用と推進を図るため、ホームページでのＰＲ等で、制度の趣旨、届出手続等の周知を図った。

また、「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されているか等を監視するため、５月及び 10 月に一斉パトロールを実施した

(6)　汚泥リサイクルの普及啓発＜農地整備課＞

農業集落排水施設から発生する「汚泥」は有用な資源であることから、地域の土づくりへの活用を推進するため、汚泥リサイクル施設の整備及び汚泥リサイクルの普及啓発を進めている。

平成 26 年度は、集排汚泥のリサイクルを推進するため、各種イベントにおいて、汚泥肥料の無料配布やＰＲパンフの配布など、汚泥利用のための普及啓発を実施した。

(7)　農林系バイオマスの利活用の推進＜農産園芸課＞

もみがら炭化装置の改修整備により農業系バイオマスの利活用促進に努めた。

３　リサイクル製品の利用促進＜廃棄物対策課＞

(1)　「岐阜県リサイクル製品認定制度」の普及

廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進を図るために、県内で発生した循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品で、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められるものを「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、この認定製品を県の事業において優先的に使用していくとともに、市町村及び事業者にも利用を呼びかけた。

なお、平成 26 年度は、再生土木資材 26 製品、木質系土壌改良材１製品を新たに認定し、平成 26 年度末合計 176 製品となった（資料 45）。

第２節　廃棄物の適正処理の推進

１　一般廃棄物の適正処理の推進

(1)　一般廃棄物の概況＜廃棄物対策課＞

本県における、一般廃棄物（し尿、ごみ）の処理状況は、表２－４－１のとおりである。

一般廃棄物のうち、平成 25 年度のごみの総排出量は 696,217ｔ、１人１日あたりのごみの排出量は 928ｇであり、近年は減少傾向にある。資源循環型社会形成のためには、資源化の推進とともに発生抑制が必要である。

し尿は、し尿処理施設等により衛生的な処理がされているところであるが、下水道の整備に伴い、処理量は年々減少している。